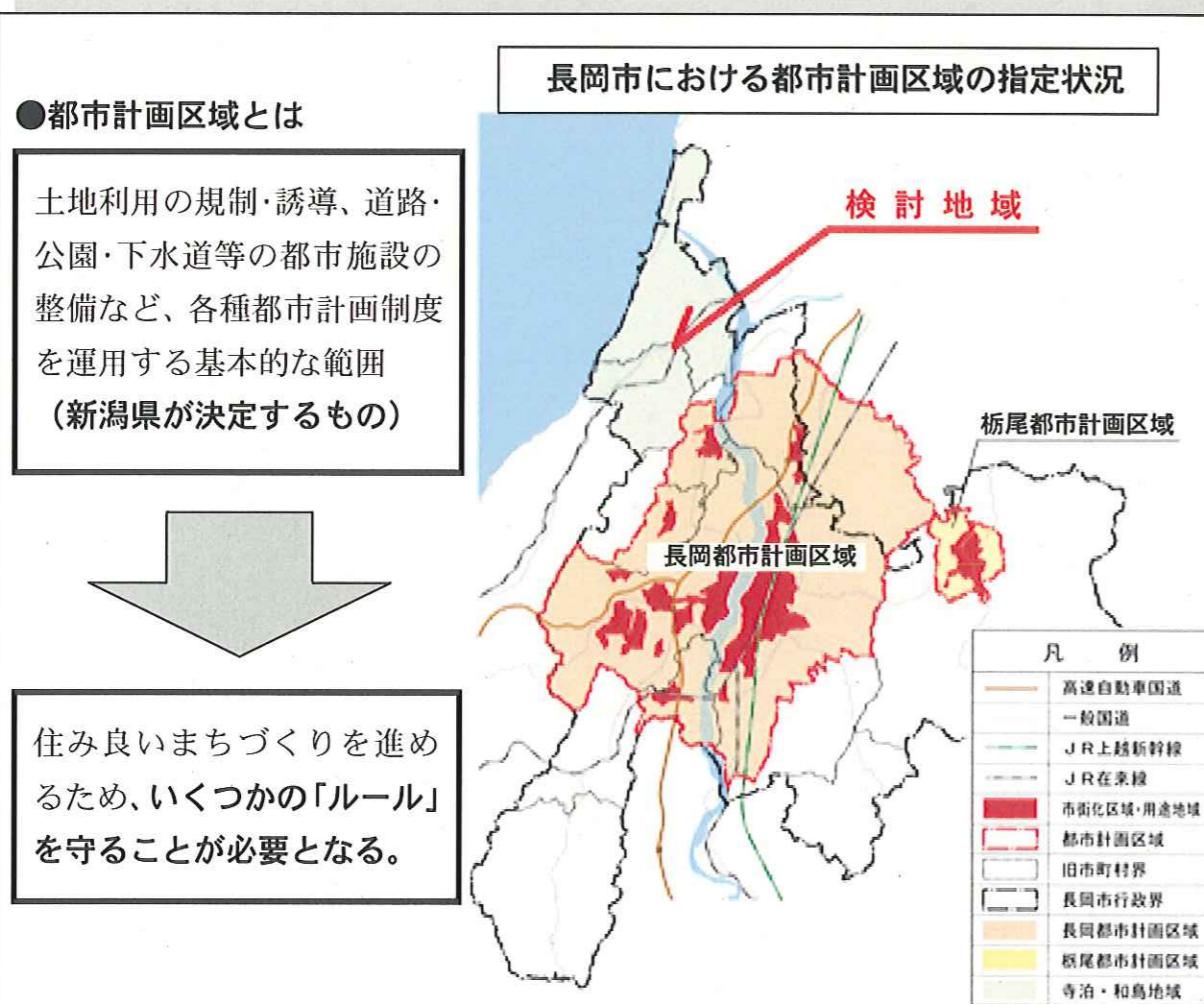


都市計画区域の取り扱いについて（寺泊地域）

1 経緯

- 平成18年3月、新潟県から、別荘地・沿岸部の観光開発が今後も予測される寺泊地域について、都市計画区域の指定を検討するよう提言を受けた。
- このため、寺泊・和島地域において、地域委員会を各2回開催。都市計画制度を説明し意見交換を行なった。（H18.11月、H19.2月）
 - 寺泊地域委員会では、建築基準法の接道義務等を果たさない建築物の建替えを懸念し、建物調査を要望された。
 - 和島地域委員会では、『はちすば通り』整備への支障の有無を懸念。今後も、時間をかけた十分な検討が要望された。
- 都市計画マスタープランの策定に向けて、地域委員会、地域別意見交換会を開催。土木・都市整備の面における地域づくりの方針（素案）を策定した。（合併した全地域において策定）

2 都市計画区域について



3 都市計画区域の指定によるメリット・デメリット

○ メリット = 可能性

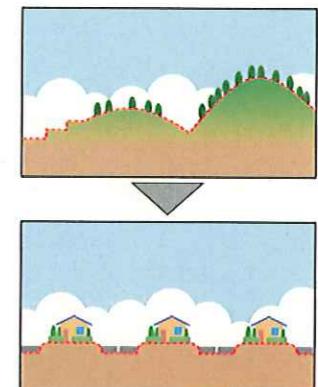
- 住宅環境等を守るために、土地の使い方についてルールを定めることができる。
- 道路・公園・下水道等の整備をより計画的に行なうことで、生活環境の改善を図ることができる。
- よりきめ細かな開発指導を行うことができる。
(開発許可の対象: 1ha → 3,000 m²以上)



土地利用のルール化



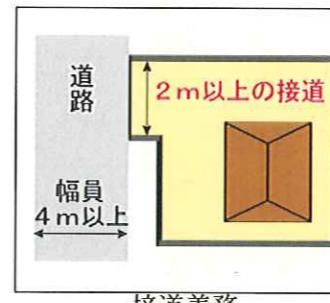
ゆとりある街路の整備



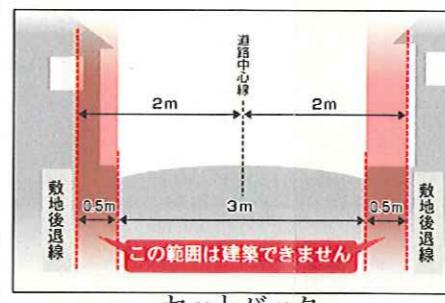
適切な造成工事

○ デメリット = 課題

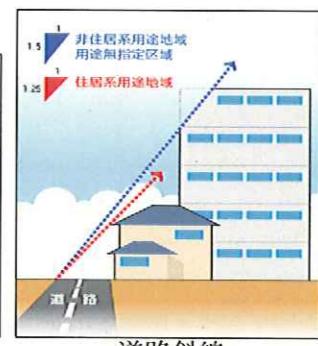
- 区域内の建物全体に対する**建て方への制限**が課せられる。
(接道義務、セットバック、道路斜線、建ぺい率など、建築基準法の集団規定)
- 木造2階建て等の建築に際し、**申請手続き(期間・費用)**が必要となる。



接道義務



セットバック



道路斜線

[建物調査の結果]

- 建物調査を実施したところ、寺泊地域沿岸部においては、都市計画区域の指定により、接道義務などの集団規定を満たすことができず、現状と同等な建築が困難になると思われる敷地が、4割強に達することが明らかとなった。

○ まとめ

- 調査結果から、既存住宅や敷地への制限について、住民への影響が過大である。
- 都市計画マスタープランの地域別構想に基づく地域づくりは、都市計画区域の指定を受けなくても可能。
- 開発行為などの一部については、適切な土地利用を誘導する「市（独自）条例や要綱などの制定」を検討する方法もある。

資料No. 1